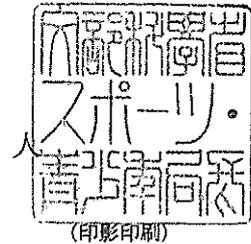


27文科ス第20号
平成27年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
各国公立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保公



独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律等の改正について(通知)

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成27年法律第12号）」（別添1）が議員立法により成立し、平成27年4月1日より、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当分の間、特定保育事業（児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下における児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができることとなりました。

これを受け、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成27年政令第167号）」（別添2）、「独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（平成27年省令第18号）」（別添3）及び「沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示（平成27年告示第90号）」（別添4）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

- 第1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令関係
- 1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正関係
- (1) 特定保育事業の災害共済給付に係る共済掛金の額を350円に定めることとしたこと。（附則第5条第1項関係）
 - (2) 特定保育事業の災害共済給付について、必要な規定を準用することとしたこと。（附則第5条第3項関係）
 - (3) 特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下の範囲を定めることと

したこと。(附則第5条第4項関係)

2 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正関係

沖縄県における独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例の対象に、沖縄県の区域において行われる特定保育事業を利用する児童についての災害共済給付に係る共済掛金を加えることとしたこと。(第27条関係)

3 施行期日等

(1) この政令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日(平成27年4月1日)から施行することとしたこと。(附則第1項関係)

(2) 平成27年度の特定保育事業の災害共済給付に係る共済掛金の支払期限を7月31日までとすることとしたこと。(附則第2項関係)

第2 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令関係
特定保育事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付の対象となったことから、必要となる手続等について、学校における手続等を準用することとし、その他所要の改正を行うこととしたこと。
(附則第6条関係)

第3 沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部改正関係
独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付に係る共済掛金の額について、沖縄県の区域において行われる特定保育事業は175円(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯においては20円)としたこと。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課企画調整係
TEL：03-5253-4111(内線4950)
FAX：03-6734-3794
e-mail：gakkoken@mext.go.jp

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「ものをいう。」の下に「及び特定保育事業（同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。）を行う者の当該特定保育事業」を加え、「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条第三項中「学校」の下に「の設置者」を、「保育所等」の下に「の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」を加える。

附 則

この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

文部科学大臣 下村 博文

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特
別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十七号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用
の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第
二項において準用する同法第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項から第三項まで及び第五
項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第五百十六條第
一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正
を次のように改正する。

附則第五條第一項中「児童をいう。以下この条において同じ。」の下に「及び特定保育事業（法附則第八條第一項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を利用する児童」を加え、同項ただし書中「の児童」の下に「及び特定保育事業を利用する児童」を加え、同条第三項中「規定する保育所等」を「規定する保育所等及び特定保育事業」に、「の管理下」を「」及び「特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下」に、「保育所等の管理下」を「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」に改め、同条第四項中「保育所等の管理下」を「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」に改め、同項第二号中「保育所等」の下に「若しくは特定保育事業が行われる場所」を加える。
（沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）
第二條 沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「児童をいう。」を「児童をいう。以下この条において同じ。」並びに沖繩県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十二号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（平成二十七年年度の共済掛金の支払期限の特例）

2 平成二十七年年度の共済掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八條第一項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。）の支払期限については、第一條の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令附則第五條第三項において準用する同令第九條中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省令第十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）附則第五条第三項において準用する同令第三条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第二号、第五号第一項第二号から第五号まで、第六号第二号、第十三条並びに附則第一条の二の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣 下村 博文

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「保育所等」の下に「及び特定保育事業」を加え、「第二十六条第一号及び第二号」を削り「並びに」を「及び」に改める。

附則

（施行期日）

1 この省令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（平成二十七年年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例）

2 平成二十七年年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八條第一項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令附則第六条において準用する同令第二十七條中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

○文部科学省告示第九十号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十六号）第二十七条の規定に基づき、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣 下村 博文

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「第五号において同じ。」を「第一号を除き、以下同じ。」又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童」に改める。

第五号中「の児童」の下に「又は特定保育事業を利用する児童」を加える。

附 則

この告示は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。